

# 障がいのある人の 「作品」と美術館

～学芸員と考える10の問い～

?

?

?

?

?

?

?

?

?

?

障がいのある人の「作品」を取りあげたいとき  
浮かぶ問いに補助線を引いてみる



# 目次

04	はじめに
06	「障がい」と「アート」の交差領域の星座的布置
08	10の問いと補助線
11	この冊子の使い方
12	問1 「作品」だけを取り上げるのが難しいのはなぜ？
14	問2 「作品」はどこで生まれるのだろうか？
16	問3 「作品」として扱うにあたって調整する必要がある相手は誰だろう？
18	問4 誰とどのように信頼関係を構築することが望ましいのだろうか？
20	問5 「作品」の協働性・集団性をどのように捉えることができるだろうか？
22	問6 「作品」を説明するうえで何をどこまで言及するべきなのだろうか？
24	問7 「作品」の審査は可能だろうか？
26	問8 どうすれば「作品」を収蔵できるだろうか？
28	問9 「作品」は「障がい」の表象となるのだろうか？
30	問10 「作品」は福祉的な支援とどの程度切り離せるのだろうか？



【凡例】  
本稿では「障がい」の表記を採用する。ただし、法律名や  
事業名等に用いられる障害の表記はそのまま記載する。

## はじめに

### 「障がい」と「アート」の交差点にある「作品」について考える

「障がい」と「アート」、それぞれのことばの幅は広く、文脈を確認し意味を限定したいこと、考えるべきこと、わからないことがどんどん出てきそうです。またどちらも、専門家が扱うというイメージを喚起する語でもあります。

では「障がい」と「アート」を一緒にして考える必要がありそうな場面ではどうすれば良いでしょうか。障がいのある人が通う福祉施設で様々な表現活動が行われていることを目や耳にするととき。美術館の運営に携わっている中で、法律の改正によって合理的配慮の提供が義務付けられたことを知るとき。展覧会を見に行ったら、その中に障がいのある作者が含まれていることを知ったとき。「障がい」なのか「アート」なのか、どこに軸足を置いて考えを進めていくのか迷う人も多いのではないのでしょうか。

福祉施設のなかには、活動の中心に表現や制作活動を据えてユニークな事業を行ったり、それらを展覧会という形式で発表したりするケースも多く見られるようになりました。[注1]

また美術館では、作品の収集活動や企画展の開催と並んで、障がいのある人を含む多様な鑑賞者を呼び込もうとする試みが教育普及・ラーニングなどの活動として行われています。このように「障がい」と「アート」はその繋がりを深めているようにも見える一方で、両者を繋ぐ位置にある「作品」に目を向けてみると、そこにはまだ多くの問いが残されていることに気が付きます。

障がいのある人、またその周囲の人びとの関わる表現をどのように「作品」と呼ぶのか、美術館でそうした「作品」を取り上げるときに何を考慮すべきなのか。先述したような広大な領域である「障がい」と「アート」の交差点に位置する「作品」を通して、少しずつ両者の観点を探っていくことで、そうした問いに対する応答が見つかるかもしれません。

本書は、このような背景をもとに、美術館で障がいのある人の「作品」を取りあげることにまつわる問いに補助線を引いてみることを試みます。

### 学芸員と考える

本書を執筆するわたしたち Social Work / Art Conference (SW/AC) は、普段アートと共生に関わる相談を受け付け、福祉をはじめ様々な分野と文化芸術の関わる領域を結ぶ活動をしています。各専門分野の知見が異なる分野におけるニーズを解決するための社会資源になり得ると捉え、それぞれの領域での活動事例を紹介し、人や活動同士を結びつけることを行っています。「障がい」と「アート」双方にまたがる問いについても、福祉施設や当事者、支援に関わりたいアーティストなど様々な立場の人から相談を受け、「障がい」と「アート」が一緒になったときに問題が複雑化することが見えてきました。そこで美術作品について研究し、展覧会などを通して作品と社会との接点をつくりだしている学芸員と、問題を解きほぐすための議論の場をつくることにしました。

### カンファレンス・ケーススタディの開催

国公立の美術館で展覧会や教育普及を担当する学芸員を迎えて「障がい」と「アート」に関わる勉強会（カンファレンス）を2022年度から開催してきました。[注2] 専門家を招いた研究会というよりも、はじめに障がいのある人の文化芸術活動（発表・鑑賞）を巡り、参加者それぞれの経験や考えを振り返ることから始めました。つづいて、テーマにまつわる疑問や議論すべきトピックを出し、それぞれのキーワードの連関性を考えながら配置する（星座的布置）ワークを行いました。すると、美術史と関連すること、障がいのある人の生活や福祉制度に関わること、アクセシビリティについての問いなどが浮かび上がってきました。（次項参照）

その後、国内外の美術館の障がいのある作家の作品展示や収蔵についての先例や、福祉と美術をつなぐ実践、障がいのある人への支援や協働事例、障害者差別解消法の求める合理的配慮についてゲスト講師と学ぶ会などを重ねてきました。[注3]

学芸員の悩みや壁となる課題を明らかにすることに力点を置いた2年間を経て、2024年度は「障がい」と「アート」の交差点にある「作品」についてのケーススタディを実施することにしました。ケーススタディとは、福祉支援において、サービス利用者の生活や困難、解決方法について報告をしながら他の援助者のコメントを得て、支援の着眼点などを深めていくために行われるものです。この仕組みを援用して、「作品」という概念を揺らしてしまうケースを取り上げて、学芸員らとの意見交換を進めました。

### 本書の特徴

本書では、ディスカッションの過程そのままを記録したり、「作品」の扱いのハウツーを解説したりするのではなく、ケーススタディを経て浮かび上がった「問い」を紹介し、答えを探すためのヒント（補助線）を提供することを目指しています。テーマとなる領域にはまだまだ議論すべき問いが残っていますが、本書では10の問いとまとめています。展示を担う学芸員のみならず、「障がい」と「アート」にまたがる表現、制作物、「作品」について考えを深めたいと思っている人が思考する際の一助となることを願っています。

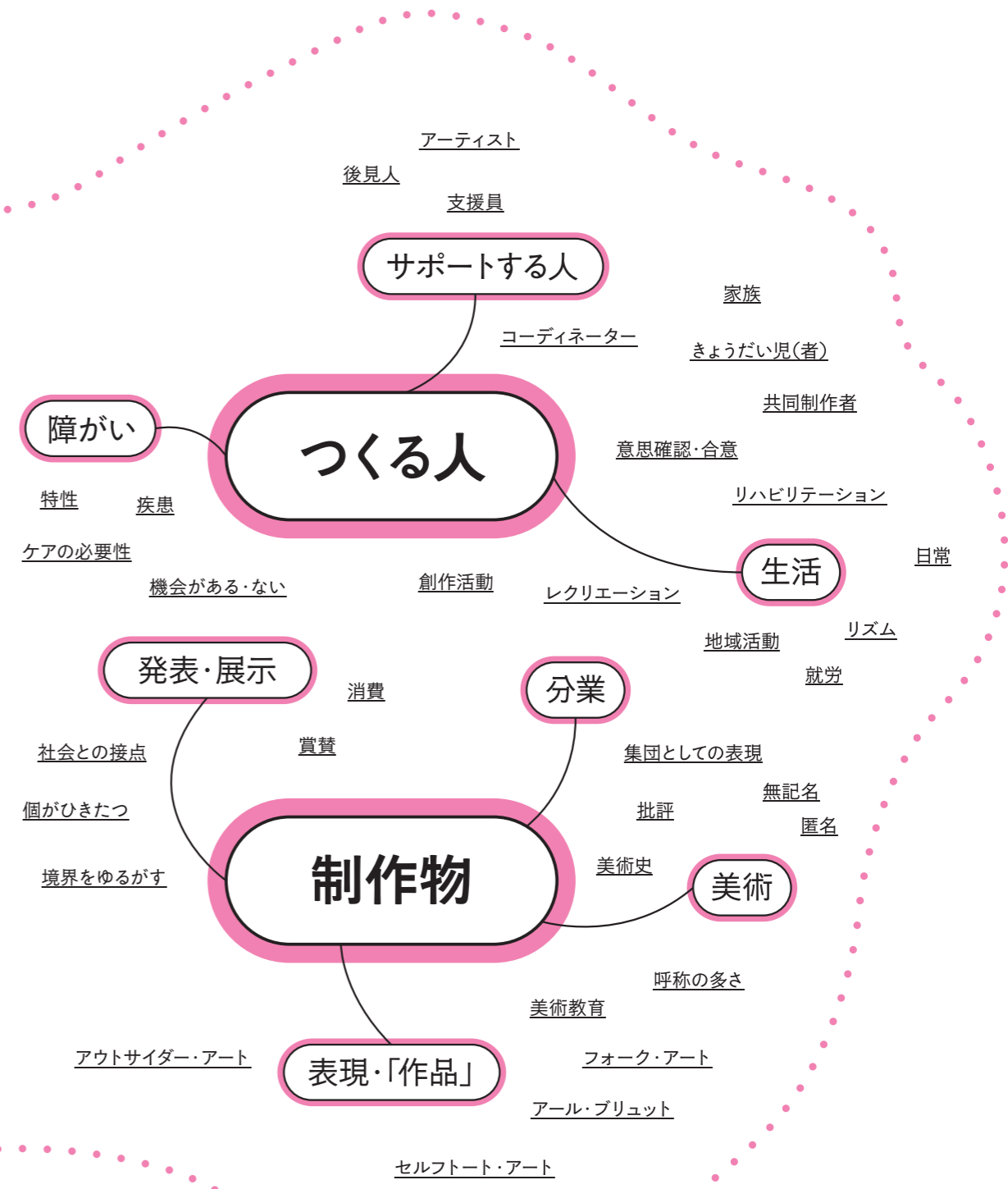
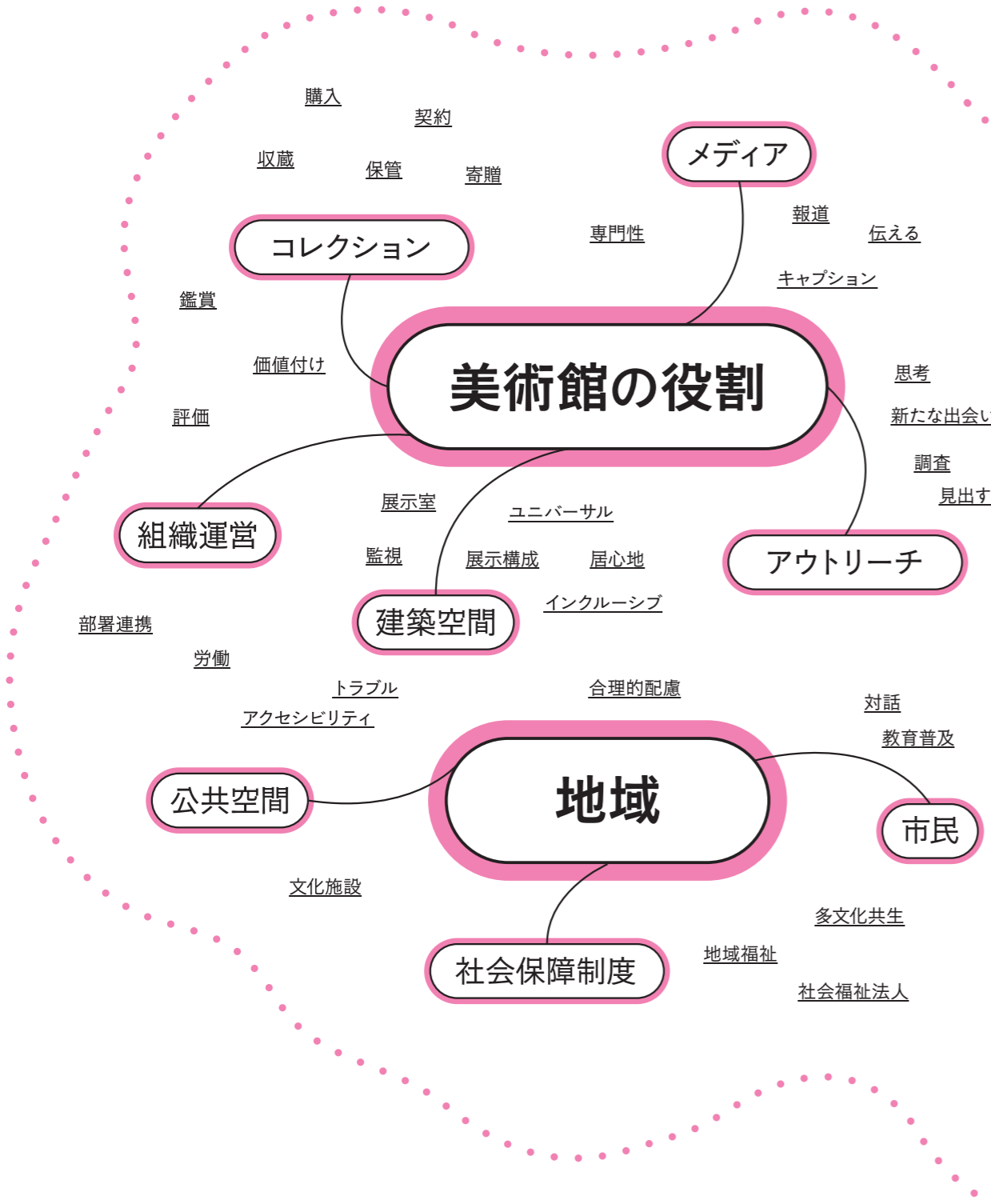
[注1] 厚生労働省「障害者芸術文化活動普及支援事業」では、各都道府県に支援センターを設置し、障害のある人とアートに関わる相談受付や支援のためのネットワークづくりを行っている。

[注2] 文化庁委託事業「障害者等による文化芸術活動推進事業」として実施。

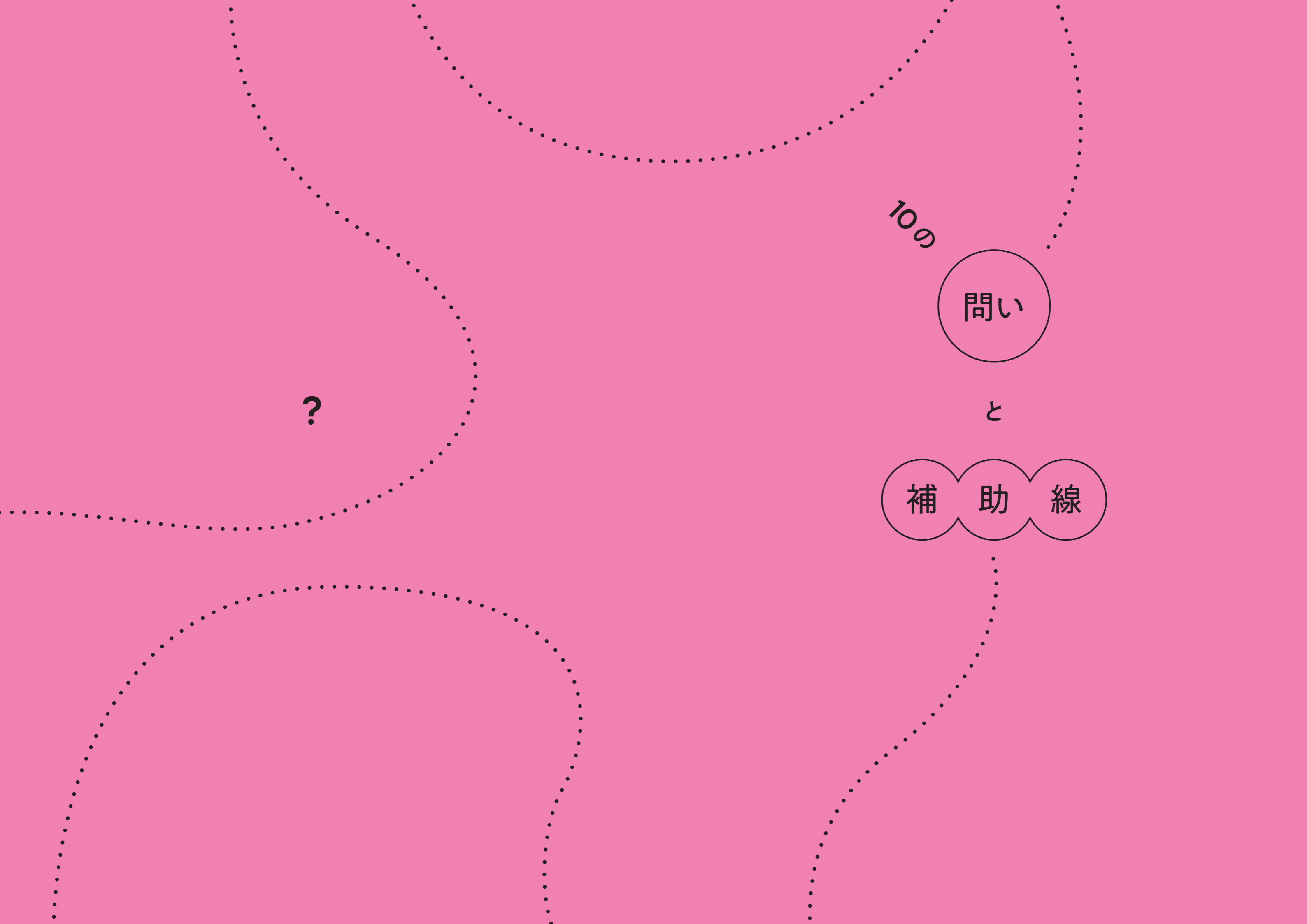
[注3] ウェブサイトに簡易な報告がある。https://haps-bunka.space/conf/ 参照。

# 「障がい」と「アート」の交差領域の星座的布置

「作品」をめぐる問いを考える際のキーワードとして、カンファレンスでの3年間の議論を経て浮かび上がった概念を図示しました。中心となる概念を「美術館の役割」「地域」「つくる人」「制作物」としてその周りに関連する概念を連関して配置しました。中心となる概念が異なっても、そこから派生した概念が隣り合い、関連性を持っていることが見えてくるのではないのでしょうか。



【関連する法整備】  
 博物館法(1951年制定, 2022年改正)・障害者自立支援法(2006年施行)・社会福祉法(2000)  
 障害者総合支援法(2012)・障害者差別解消法(2013)・文化芸術基本法(2017)  
 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律(2018)



## この冊子の使い方

10の問いと銘打っているものの、答えを用意していないのがこの冊子の特徴です。障がいのある人の「作品」を目にする、または展示をするといった機会があるときに頭に浮かびそうな問いを10取り上げました。その問いの見方を変えたり、展開したりするための補助線として各問いに対して2～3のヒントを掲載しています。そこには、福祉現場で前提とされていることや実際の経験から得られる知見も含まれています。カギとして囲んで掲載したキーワードは、星座的布置(6-7頁)からとっています。関連領域を確認したいとき、布置を見返すときに使ってください。「障がい」と「アート」どちらかの基準に照らした答えを安易に求めるよりも、前提をときほぐし問いを捉え直していくことが「作品」にまつわる問いを考えるために必要だと私たちは考えます。



# 問

# 1

## 「作品」だけを 取り上げるのが難しいのはなぜ？

表現と生きることが結びついているというフレーズをよく聞く。それは作者と作品が密接に結びついていることを意味しているのではないか？作品そのものを取り上げて、空間構成や作品紹介ができる可能性はあるのだろうか。

カギ

展示構成

個がひきたつ

批評

補助線

作品が生まれる環境（家庭や福祉施設など）が制作物に影響を与えることが多いにあります。また、作家の生活のリズムや生活環境の変化が制作物のスタイルに影響することもあります。そうしたなかで、うまく言語表現で伝えられない作者にとって、作品は「ことば」であるとする支援者もいます。

作品として取り上げることは、作者の生活の文脈とは別の位置に制作物を位置付ける側面もあります。例えば、作家の死後も作品保管が可能となるのは作品として取り上げられるからこそです。その一方で作品や作者の取り上げられ方について、時間の経過とともに関係者の思いが変化することもあります。常に同じように展示や紹介ができるわけではないことを頭に置いておくといいかもしれません。



# 問 2

## 「作品」はどこで生まれるのだろうか？

障がいのある作者は家族と暮らしている場合もあれば、施設に入居しているケースもある。作品制作のための適した道具や素材は、どのようにして準備しているのだろうか。支援者の協力があってはじめてできることも多いのではないか。支援者の存在を含めて、自宅や施設など作品が生まれる環境へ目を向けることで、新しい発見があるかもしれない。

カギ コーディネーター 機会がある、ない 創作活動

補助線

全ての福祉施設で創作活動が行われているわけではありません。創作活動に意欲的な施設であれば、利用者に適した道具や環境の提供、さらには絵画教室などのプログラムが行われています。就労を支援する施設であれば、仕事の一部であったり、余暇活動であったりする場合があります。入所施設の生活支援の一環として制作活動を取り入れることも。また自宅でプライベートな時間に作品制作をする人もおり、取り組み方はさまざまであると言えます。

作品制作で用いられる素材は、画用紙やクレヨン、スーパーの広告チラシなど、一般的に手に入りやすいものが多く見られます。それは家庭や施設にすでにあったり、容易に手に入れることができるからです。またある作者は利用する施設で農作業に携わることをきっかけに、野菜をモチーフにした作品を制作しています。生活や就労の環境にインスピレーションの源が宿っていることは、どんな表現者にとっても共通しているものかもしれません。

# 問 3

## 「作品」として扱うにあたって 調整する必要がある相手は誰だろう？

障がいのある人によって作り出された作品をどのように取り扱うと良いか。そもそも発表することに関心を持たない作者も多いと聞く。作品を展示したり購入したい場合にコンタクトをとるべき相手は誰だろう。作品がつくられた場所が福祉施設なのであれば、支援員に問い合わせをすれば良いのか。作品として扱うのであれば、展示記録の方法や損害賠償の責任の有無などを明確にしたいが、誰と一緒に考えるのが良いのだろう。

カギ 意識確認・合意 専門性 契約

補助線

日常生活の中で必要とされる意思決定が誰となされているのか、確認しておくとも良いかもしれません。作者の保護者として親だけでなく、きょうだい児が関わる場合もあります。また、作者の親が高齢だったり、親族が遠方の場合、財産管理などに関して成年後見制度を使っている場合もあります。そもそも作者がつくり出したものに関してなんらかの契約を結ぶという考え方自体に馴染みがない場合もあるため、丁寧な意図の説明が必要です。

当事者の自己決定権を追求するだけでなく、関わる人の中でどのように「合意形成」ができるのかを考えてみることもできそうです。作品としての使用を許可する、許可されるだけでなく作品や作者にとってベターを想像し続けることもアプローチのひとつです。

# 問 4

## 誰とどのように信頼関係を構築することが望ましいのだろうか？

作品の出展や展示方法などについて、作者本人とのコミュニケーションが難しい場合、支援者のサポートが必要そうだ。そんな時に企画者自身も支援者と時間をかけて信頼関係を構築するのが良いのか。もしくは、作者とのコミュニケーションを直接取れることが望ましいのだろうか。

カギ 見出す ケアの必要性 対話

補助線

福祉施設の中では日常的に行われている行為が、時に支援者や外部のアーティストによって作品として発見されることがあります。しかしそれを作品として発表するためには、作者本人との合意が不可欠です。確かにコミュニケーションが難しいと感じる場合もあるかもしれませんが、家族や専門職の力を借りて、作者本人の意思決定を促す支援を行うことは重要なプロセスです。

展示や発表の機会のために作者と関わるだけでなく、そこで生まれた信頼や友情関係のもと、キュレーターが出展後も作者との関係性、コミュニケーションを続けるケースもあります。

展覧会などを通じて作品が多くの人目に触れ、様々な反応が返ってくることで作者自身が大きな喜びを感じ、更なる制作への活力に繋がることもあります。展覧会終了後のそうした作者の変化を支援者から共有してもらうことも、作者や作品の理解を深めるポイントかもしれません。

# 問 5

## 「作品」の協働性・集団性を どのように捉えることができるだろう？

作家として個々の名前を出さずに、アトリエの名前や施設の名前で作品を展示する例を見たことがある。美術館では、作家の名前と個別の作品を対応させて紹介している場合がほとんどではないだろうか。福祉施設などでの営みを、まとめたかたちで紹介することは可能だろうか。

カギ 伝える 調査 集団としての表現

補助線

福祉施設では、作品という意識を持たずに利用者らの手で行えることを組み合わせ、共同でつくる造形物を、身につけることのできる服飾品や雑貨として販売したり、教育やレクリエーション、セラピーの一環で共同制作に取り組んだりする事例が多くあります。施設見学などを通じて調査を行い、複数の手を介して造形物の生まれるプロセスそのものを展示することもできるかもしれません。

つくり手の興味や特性を引き出し、形にすることをサポートする支援員や教員のアクション、アイデアそのものに注目することもできます。そこでは作品の匿名性よりも、集団としてのアイデンティティ形成のあり方やグルーブ感が見えてきます。

# 問 6

## 「作品」を説明するうえで

### 何をどこまで言及すべきなのだろうか？

通常、作品を分析する場合には作品に込められた意図、技法の特徴、そして美術史の変遷などを総合的に参照するが、障がいのある人の作品の場合も同じで良いのだろうか。展覧会の中には、作家として紹介する際に障がい特性や障がい特有のこだわりについて言及されているものを目にすることもあるが、作品を語るうえでどこまでの情報が必要となるか判断が難しい。

カギ 特性 伝える 報道

補助線

作者を知るということは、障がい特性を知ることにもつながります。最初はかなり独特な制作方法に思えることも、特性を知っていくと障がいによって共通する傾向があることが分かったり、作品の特徴から障がいの特性が想像できたりすることもあり、考察を進める上で助けになります。一方で、その特性が作品の特徴として強調されてしまう場合もあり留意する必要があります。

障がいのある人の場合も、メディアの影響を避けることができません。作品に注目してもらいたいと企画しても、新聞等の見出しで「障がい者の描く～」「障がいを越えて～」などと属性が強調されることが多く、企画者を悩ませるという話をよく聞きます。

作品だけではその制作方法や環境が想像できない場合も多く、美術館の中には制作風景を映像にして作品を補足する資料として紹介する例も見られるようになりました。

# 問 7

## 「作品」の審査は可能だろうか？

全国には様々な公募展が開催されており、障がいのある人の作品を対象としたものも少なくない。しかし、障がいがあることを前提に作品を選別することは可能なのだろうか。障がいのある人の関わる作品の評価軸が発展途上で、作品の審査についてもっと議論があってもいいのではないか。

カギ 評価 インクルーシブ 社会との接点

補助線

障がいのある人の作品は、素材の調達や創作環境の提供など、作者の周囲にいる支援者の関わりによって成り立つ場合も多いものです。身近な支援者がその作品を面白がって、誰かに見せたいと思い行動をすることで、展覧会への出展へと繋がっていくことも。近年では作品に順位を付けることよりも、「作品を発見する人」の存在や「多様な表現を面白がる視点」に目を向け、より多くの人と表現を楽しむためのプラットフォームをつくり、表現事例を発掘することを目指したプロジェクトが福祉の現場から生まれています。

まだ評価の定まらない障がいのある人の作品を審査するためにはどんな経験が必要なのでしょう？美術の知識だけでなく、障がい区分や特性、施設の環境的要因など障がい分野に関する包括的な知識も必要となるのでしょうか？誰もが平等に暮らすことを目指す福祉的な価値観に対し、作品の優劣が生まれる審査という行為が何をもたらすのか考えてみるのも良いかもしれません。

# 問 8

## どうすれば「作品」を収蔵できるだろうか？

美術館の活動には展示を通じた作品紹介とともに、研究、収蔵のサイクルがある。限られた予算の中で、収蔵作品を決めるにあたっては、さまざまな評価基準が必要だ。障がいのある人の作品をコレクションの作品分類に合わせて収蔵することができないと、なかなか展示や研究へのモチベーションも生まれない。他館で収蔵している例では、どのような経緯で収蔵され、分類されたり、情報として蓄積されているのだろう。

カギ 美術史 評価 保管

補 助 線

既存の美術コレクションを相対化するものとして、障がいのある作家の作品を含むコレクションが形成されているケースや、寄贈作品群の中に障がいのある作家が含まれているケースなどもあります。

制作物が郷土資料として収集されているケースがあります。教育活動の一環で地域性を記録することを目指した版画作品などが博物館や図書館に収蔵されている場合も。美術館のコレクションとして位置付けられていなくても、そうした資料が現代アートの作家らのリサーチソースとなり、そこから新たに作品が生まれることもあります。

収蔵作品の関連作品として作者の生活パターンの記録や、アトリエ・自宅等での制作風景の映像記録が保管されている場合もあります。

# 問 9

## 「作品」は「障がい」の表象となるのだろうか？

障がいのある人の作品に対して、カラフルであることや独創的であるなど画一的なイメージを抱いている鑑賞者も少なからずいる。一方で作者は必ずしも「障がい」を表現することを意図しているわけではない。果たして作品における「障がい」をどのように受け止めればよいのだろうか。

カギ 価値付け 伝える アーティスト

補助線

障がいのある人が作家として活動するだけでなく、障がいのある人を被写体とした映像作品や写真作品もあります。そうした作品のなかには「障がい」にはフォーカスを当てずに被写体の独自性を捉えようとするものも存在します。そうした表現者の視点から、障がいをどのように捉えることができるのかを考えるヒントが得られるかもしれません。

近年では障がいの有無に関わらず作家自身が SNS を通じて活動を発信することが当たり前になりつつあります。作家本人でなくても福祉施設からの SNS 発信など、多様な視点から作者を見ることで作品の捉え方も変わってくるかもしれません。



# 問 10

## 「作品」は福祉的な支援と どの程度切り離せるのか？

福祉施設のアトリエ活動で作品が支援者とともにつくられている場合、その作品は支援の延長にあると言えるのだろうか。作品を見せたい、という意図が作者にない場合、支援が介在して初めて作品が誕生していると言えるのではないか。ということは、展示も福祉的な支援の意図を汲み取り考えるべきなのだろうか。

カギ

ケアの必要性

展示構成

対話

補助線

作品や展示は、作者の行動範囲を超えた新たな社会との接点をつくるものです。展示され、コメントをもらうことは何らかの評価を受け取ることでもあり、作家に身近な人々にとっても、作家の行為や表現の見え方が変わるきっかけにもなることもあります。

面白いと感じられる表現（とりわけ行為などのパフォーマンスやその記録）を身近な人たちは問題行動として、悩みながら付き合っているときもあります。多くの人の目に触れる場で、取り上げる場合は関係者を含めた十分なコミュニケーションが必要です。

展示空間を構成することは、モノ自体をよりよく観ることのできる場所をつくる専門技術です。通常の文脈とは異なる形で場所にモノが置かれることで、福祉制度や法律、社会が規定する障がい像に縛られずに、作家や作品に出会うことができる可能性もあります。支援の文脈とは別にキュレーションを考え、それを言語化して関係者に伝える方法を模索することで新しい可能性がうまれるかもしれません。

# 障がいのある人の 「作品」と美術館

～学芸員と考える10の問い～

〔発行日〕 2025年3月31日

〔発行元〕 一般社団法人 HAPS

〔執筆・編集〕 奥山理子・小泉朝未・青木彬（一般社団法人 HAPS, Social Work / Art Conference）

〔デザイン〕 岡田将充（OMD）

〔主催〕 文化庁 | 一般社団法人 HAPS

〔制作〕 一般社団法人 HAPS

〔協力〕 京都市

公立美術館のエコロジー：障害者等の文化芸術活動の可能性を拡張し、  
共生社会実現のための象徴空間のあり方を可視化する：カンファレンス  
（文化庁委託事業「令和6年度 障害者等による文化芸術活動推進事業」）

**HAPS**  
東山 アーティスト・プレジデント・サービス

**SW/AC**  
Social Work / Art Conference





補助線

**H A P S**

東山 アーティスト・プレイズメント・サービス

**SW/AC**

Social Work / Art Conference